

平成25年11月18日
農政部農業振興課
(佐土原総合支所農林水産課)

宮崎市農業構造改善センターの指定管理者候補者の選定について

伊倉地区農業構造改善センターほか3施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成25年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

別紙1「①指定管理者候補者の概要」のとおり

2. 指定期間（予定）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

別紙1「②施設概要」のとおり

(2) 業務概要

- ① 施設の提供（使用許可）に関すること。
- ② 施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ③ その他必要な事項。

(3) 現在の管理方法

指定管理者

別紙1「③現在の指定管理者」のとおり

（平成21年4月1日から平成26年3月31日まで）

4. 事業計画の概要

別紙2「事業計画の概要」のとおり

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

当該施設は、専ら地元住民が利用していることから、管理に係る経費については、自治会が自ら負担しており、従来から指定管理料を支払っていないため、提出不要とした。

6. 選定結果の概要

(1) 概況

① 非公募による選定

当該施設は、地域住民が専ら使用する地域との結びつきが強い施設で、地域の団体等による管理が効果的であり、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できるという理由から、指定管理者の選定については、現在の指定管理者である各地区を候補者として選定することが最適であると認められることから、第1回指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）において、非公募にて候補者を選定することが承認された。

② 選定日程

第1回選定委員会	平成25年6月28日
要項及び申請書類様式の配布	平成25年7月25日
申請の受付	平成25年7月25日～8月30日
書類審査等	平成25年9月2日～9月30日
第2回選定委員会	平成25年10月11日

(2) 農政部指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）

（敬称略）

	役職等
委員長	農政部長
委員	佐土原地区自治会連合会役員
〃	佐土原地域自治区地域協議会役員
〃	高岡地区自治公民館連絡協議会役員
〃	高岡地域自治区地域協議会役員
〃	農政部 農業振興課長
〃	地域振興部 佐土原総合支所 農林水産課長
〃	地域振興部 高岡総合支所 農林水産課長

(3) 選定の概況

ア 選定理由（非公募理由）

農政部指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）において、申請者からの応募書類をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること
- ④ その他施設の性質に応じた選定基準

第2回指定管理者候補者選定委員会において、各委員による採点の結果、別紙3「審査結果一覧」のとおりとなり、いずれの申請者も適格となる得点となったため、各申請者を指定管理者候補者として選定した。

イ 審査結果一覧

別紙3「審査結果一覧」のとおり

※配点合計 800 点のうち 480 点以上を指定管理者候補者として適格と判定

別紙 1

施設名	①指定管理者候補者の概要		②施設概要			③現在の指定管理者
	団体の名称	代表者	所在地	面積 (㎡)		団体の名称
				建物	敷地	
伊倉地区農業構造改善センター	伊倉地区自治会	会長 楯 彰一	宮崎市佐土原町東上那珂2944番地2	117.32	1210.17	伊倉地区自治会
下浦上地区農業構造改善センター	下浦上地区自治会	会長 戸敷 新一	宮崎市佐土原町西上那珂4050番地1	97.47	642.69	下浦上地区自治会
上平等寺地区農業構造改善センター	上平等寺地区自治会	会長 金丸 啓洋	宮崎市佐土原町西上那珂1154番地	95.19	1190.53	上平等寺地区自治会
小永野地区農業構造改善センター	小永野地区自治会	会長 黒木 博	宮崎市佐土原町西上那珂1885番地2	114.86	771.04	小永野地区自治会

別紙2 事業計画の概要

団体の名称	事業概要			
	管理運営の基本姿勢 (施設の公平な利用)	利用者サービスの向上、利用 促進についての考え方等	安心、安全面の考え方等 (施設の安全対策等)	管理運営体制 (組織の責任体制等)
伊倉地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民は1ヶ月前それ以外は10日前までに先着順で受付ける ・施設利用簿を作成し、意見、要望記入欄を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化社会を踏まえた設備や使用方法を考える ・清掃は月1回実施し、年2回定期点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網を作成し、利用者の目の付く場所に掲示する ・地域防災組織を生かし年1回は防災訓練を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区役員で役割分担して管理を行う ・突発的な修繕等は市と協議し、リスク分担に準ずる
下浦上地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の場合は自治会長に申し出、自治会長の判断の了承する ・利用簿が置いてあり、意見、要望等ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態を踏まえ、住民の要望にそった行動を計画実施する ・地区民交代で月1回定期に清掃する 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や付属品の点検を点検ノートに記入し点検は月1回役員が責任を持って実施する ・万が一の事態に備え、素早く対応できるよう連絡網を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区役員で役割分担して管理を行う ・突発的な修繕等は市と協議する
上平等寺地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長が利用日時を調整する ・寄せられた意見・要望は役員会で検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会内部組織においてそれぞれ年行事を企画し実施する ・清掃、片付けを実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員において毎週巡回点検を行う ・那珂地区防災訓練に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長を中心にそれぞれの役員と連携し管理を行う
小永野地区自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の利用は1ヶ月前までに申請をもらい、重なった場合は協議する ・施設利用簿を作成し記入してもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区行事など積極的に計画し実施する ・月1回は施設の点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の安全点検を月1回以上実施する ・万が一の場合は自治会長が各班長に連絡し素早く対応行動できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理は役員全員で行う ・鍵の管理は自治会長、副会長で管理する。

別紙3 審査結果一覧

審査項目 配点	1. 事業計画書に基づく 当該施設の運営が、市 民の平等な利用を確 保するものであること	2. 事業計画書の内容が 当該施設の設置目的 を最も効果的に達成 するものであること	3. 事業計画書にそった 管理を安定して行う ための十分な能力を 有しているものであ ること	4. その他施設の性質に 応じた選定基準	合計
	200点	200点	200点	200点	800点
候補者					
伊倉地区自治会	170	170	165	165	670
下浦上地区自治会	160	167	168	166	661
上平等寺地区自治会	149	150	149	152	600
小永野地区自治会	169	162	162	164	657